

## 別記 2

**入 札 説 明 書 (一般競争入札)**

本入札については、関係法令及び山口市財務規則（平成17年山口市規則第44号。以下「財務規則」という。）、山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）に定めのあるほか、入札公告及びこの入札説明書の定めるところにより実施するので、入札に参加する者は内容を熟知の上、入札してください。

**1 入札条件**

- (1) 入札者は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税業者か、免税業者かを問わず、見積もった契約申込金額の110分の100に相当する金額(消費税等相当額を差し引いた金額)を入札書に記載すること。
- (2) 入札者は、当初の入札書を提出する際に、その内訳書を求められた場合は、当該入札書に記載された金額の算出根拠を記載した積算内訳書を提出すること。
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状を提出しなければならない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 郵便入札による場合を除いて、郵便又は電信による入札は認めない。
- (6) 入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができ、以後の取扱いにおいて不利益を与えるものではない。
- (7) 入札者は、入札書を提出した後は、辞退することはできない。ただし、郵便入札による場合に限り、入札公告で指定した開札日時までに入札辞退届を入札執行者に直接持参して提出することにより辞退することができる。
- (8) 入札は、初度を含めて3回まで行う。
- (9) 初度の入札に参加しなかった者は、再度入札には参加できない。
- (10) 再度の入札において初度入札の最低価格以上の価格で入札した者は、失格とし、当該入札に係るその後の入札に参加させない。
- (11) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (12) 入札者が1者の場合でも入札を執行する。ただし、再度入札において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。
- (13) 入札において、契約の履行を確保するため低入札価格調査を行う場合は、最低価格の入札者であっても、必ずしも落札者とならないことがある。なお、調査の方法については市長が別に定め、実施する。

**2 無効の入札**

参加者心得第11条によるものとする。

**3 入札参加心得**

- (1) 入札開始5分前には、会場に到着するよう心掛けること。
- (2) 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。
- (3) 入札は、市が指定した入札書により行う。  
その他参加者心得第9条及び第10条によるものとする。

#### 4 落札者の決定方法

- (1) 財務規則第108条及び第109条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とする。

#### 5 契約の締結等

- (1) 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が入札に参加できる者の資格要件を満たさなくなったときは、当該契約者とは契約を締結しない。
- (2) 地方自治法（平成22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定による長期継続契約の場合は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、市は契約を解除することができる。
- (3) 法第96条に定める議決事項となる場合は、議会議決を経るまでの間は仮契約を締結し、議会議決後本契約となる。

#### 6 その他

参加者心得は、山口市公式ウェブサイトよりダウンロードできる。